

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年7月13日 |
| 【四半期会計期間】 | 第12期第3四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日） |
| 【会社名】 | 夢の街創造委員会株式会社 |
| 【英訳名】 | YUME NO MACHI SOUZOU IINKAI CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 葎田 徹 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号 |
| 【電話番号】 | 06-4704-5311 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理グループマネージャー 浅田 高史 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番2号 |
| 【電話番号】 | 06-4704-5401 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理グループマネージャー 浅田 高史 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第11期 第3四半期 累計期間 | 第12期 第3四半期 累計期間 | 第11期 第3四半期 会計期間 | 第12期 第3四半期 会計期間 | 第11期 |
|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 会計期間 | 自平成21年 9月1日 至平成22年 5月31日 | 自平成22年 9月1日 至平成23年 5月31日 | 自平成22年 3月1日 至平成22年 5月31日 | 自平成23年 3月1日 至平成23年 5月31日 | 自平成21年 9月1日 至平成22年 8月31日 |
| 売上高(千円) | 860,313 | 932,935 | 289,723 | 308,513 | 1,157,695 |
| 経常利益(千円) | 195,669 | 173,645 | 54,923 | 41,821 | 239,241 |
| 四半期(当期)純利益(千円) | 87,702 | 96,547 | 31,749 | 23,474 | 122,948 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金(千円) | - | - | 1,107,350 | 1,107,350 | 1,107,350 |
| 発行済株式総数(株) | - | - | 55,131 | 55,131 | 55,131 |
| 純資産額(千円) | - | - | 1,970,605 | 2,101,466 | 2,002,309 |
| 総資産額(千円) | - | - | 2,088,729 | 2,231,569 | 2,120,461 |
| 1株当たり純資産額(円) | - | - | 38,025.60 | 40,448.67 | 38,597.22 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円) | 1,700.08 | 1,871.33 | 615.39 | 454.99 | 2,383.23 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | 1,658.18 | 1,853.46 | 599.03 | 449.97 | 2,331.67 |
| 1株当たり配当額(円) | - | - | - | - | 900 |
| 自己資本比率(%) | - | - | 93.9 | 93.5 | 93.9 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー(千円) | 70,867 | 170,632 | - | - | 157,429 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー(千円) | 52,089 | 343,753 | - | - | 117,651 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー(千円) | 55,239 | 46,177 | - | - | 55,274 |
| 現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円) | - | - | 382,522 | 871,696 | 403,487 |
| 従業員数(人) | - | - | 56 | 58 | 53 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月31日現在

| | | |
|---------|----|------|
| 従業員数(人) | 58 | (43) |
|---------|----|------|

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均雇用人員であります。臨時従業員にはパートタイマー、アルバイトを含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間の販売実績について、当社は出前館事業の単一セグメントとしているため、基盤となる出前館事業並びにその関連事業ごとに示すと、次のとおりであります。

| 区分 | | 当第3四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日) | 前年同四半期比(%) |
|-------|---------|---|------------|
| | | (千円) | |
| 出前館事業 | 基本運営費 | 63,463 | 105.0 |
| | オーダー手数料 | 191,401 | 102.4 |
| | 広告収入 | 18,524 | 83.0 |
| | その他 | 33,071 | 187.2 |
| | 小計 | 306,461 | 106.6 |
| 関連事業 | | 2,052 | 87.3 |
| 合計 | | 308,513 | 106.5 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 第1四半期会計期間より、開示項目の見直しを行い、基盤となる出前館事業についてはその内訳を記載し、また、広告代理事業及び駆けつけ館事業は関連事業としてまとめて記載しております。なお、これによる事業区分に与える影響はないため、前年同期比較を行っております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、海外経済の改善や経済対策を始めとする政策の効果などを背景に、企業収益は改善されつつありましたが、海外景気の下振れ懸念や為替相場の変動、雇用情勢の悪化懸念、東北地方太平洋沖地震の影響等により、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような経営環境の中、当社は本事業年度から取り組み始めた3ヵ年中期経営計画に則り、地域、会員、加盟店の観点からオーダー数の拡大に注力するとともに、ネットスーパー店舗の新規獲得、オーダー数の向上に注力してまいりました。

以上の結果、当第3四半期会計期間の売上高は308,513千円（前年同期比6.5%増）、経常利益は41,821千円（前年同期比23.9%減）、四半期純利益は23,474千円（前年同期比26.1%減）となりました。

またセグメントの業績は、当社は出前館事業の単一セグメントである為、記載をしておりません。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、定期預金の払戻による収入等により、直前四半期会計期間末に比べ488,565千円増加し、871,696千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間末における営業活動による資金の増加は、31,459千円（前年同四半期は2,268千円の増加）であります。これは主として税引前四半期純利益41,821千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間末における投資活動による資金の増加は、457,235千円（前年同四半期は110,987千円の減少）であります。これは主として定期預金の払戻による収入500,000千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期会計期間末における財務活動による資金の減少は、129千円（前年同四半期は520千円の減少）であります。これは配当金の支払による支出によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において前四半期会計期間末において計画中であった重要な設備の更新について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 180,000 |
| 計 | 180,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年5月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成23年7月13日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 普通株式 | 55,131 | 55,131 | 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 当社は単元株制度を 採用しておりません。 |
| 計 | 55,131 | 55,131 | - | - |

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成16年10月4日開催臨時株主総会特別決議(平成16年10月19日開催取締役会決議)

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 824 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 2,472(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 100,002(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成18年10月4日 至平成26年10月3日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 33,334 資本組入額 16,667 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。新株予約権の割当を受けた者が権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人の地位にあることを条件とします。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年8月15日開催臨時株主総会特別決議

（平成17年8月15日開催取締役会決議、平成18年2月17日開催取締役会決議）

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 400 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,200(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 125,001(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成17年8月16日 至平成27年8月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 41,667 資本組入額 20,834 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - |

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合または当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合（以下の算式において、新規発行には処分も含むものとし、その場合の1株当たり払込金額は1株当たり処分価額と読み替えるものとします。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、算式中の既発行株式数には当社が保有する自己株式を含みません。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めないものとします。その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 当社は、平成19年7月13日開催の取締役会決議に基づき、平成19年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権

平成20年11月26日開催定時株主総会決議（平成20年12月12日開催取締役会決議）

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 400 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 400(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 69,435(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成22年12月13日 至平成24年12月12日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 69,435 資本組入額 34,718 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額（以下、「行使価額」という。）に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとします。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勧案のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下新株予約権者という。）は、権利行使時において当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではないものとします。

各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、以下の条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「組織再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に従って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勧案のうえ、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

平成20年11月26日開催取締役会決議（平成21年12月11日開催定時株主総会決議）

| | 第3四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 442 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 442(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 53,419(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成24年1月5日 至平成26年1月4日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 53,419 資本組入額 26,710 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡については取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)4 |

(注)1. 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 本新株予約権発行後下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された1株当たりの払込み金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた額とします。なお、調整後の行使価額は1円未満の端数を切り上げるものとします。

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額は、株式分割の場合は株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、自己株式を処分する場合または新株を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、株式の新規発行を行う場合には「処分する自己株式数」を「新規発行株式数」と読み替えるものとします。

当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたとき、当社は取締役会の決議をもって、合併または会社分割の条件等を勧告のうえ、合理的と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有していることを要します。ただし、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとします。

その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる行為（以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、以下の条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに定める株式会社（以下「組織再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとします。ただし、以下の条件に従って組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とします。

交付する組織再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の種類

組織再編成対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の目的である株式の種類及び新株予約権の目的である株式の数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）に従って定める調整後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要します。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|--------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成23年3月1日~ 平成23年5月31日 | - | 55,131 | - | 1,107,350 | - | 658,450 |

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年5月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 3,538 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 51,593 | 51,593 | - |
| 発行済株式総数 | 55,131 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 51,593 | - |

【自己株式等】

平成23年5月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 夢の街創造委員会株式会社 | 大阪市中央区北久宝寺町4-4-2 | 3,538 | - | 3,538 | 6.41 |
| 計 | - | 3,538 | - | 3,538 | 6.41 |

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 平成23年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 |
|-------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 最高(円) | 43,200 | 35,850 | 40,000 | 45,100 | 51,500 | 61,500 | 54,800 | 42,700 | 44,900 |
| 最低(円) | 32,100 | 32,450 | 33,650 | 37,900 | 42,250 | 47,000 | 32,000 | 38,750 | 38,950 |

(注) 当社は、大阪証券取引所ヘラクレスに上場しておりましたが、平成22年10月12日付で新たに開設された同取引所 J A S D A Q に統合されております。従って、それ以前は大阪証券取引所ヘラクレスであり、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) の株価であります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

| 役名 | 職名 | 氏名 | 退任年月日 |
|-----|----|-------|------------|
| 取締役 | - | 谷田 昌広 | 平成23年3月11日 |

(注) 取締役谷田昌広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年9月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年9月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第3四半期累計期間（平成21年9月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第3四半期累計期間（平成22年9月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成23年5月31日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日) |
|---------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 871,696 | 903,487 |
| 売掛金 | 187,256 | 171,008 |
| 前払費用 | 5,599 | 4,992 |
| 繰延税金資産 | 18,388 | 27,847 |
| 未収収益 | 217 | 676 |
| 未収入金 | 4,632 | 2,844 |
| その他 | 1,868 | 46 |
| 貸倒引当金 | 11,152 | 8,876 |
| 流動資産合計 | 1,078,507 | 1,102,026 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 10,009 | 8,004 |
| 減価償却累計額 | 3,830 | 3,068 |
| 建物(純額) | 6,179 | 4,935 |
| 工具、器具及び備品 | 107,899 | 103,937 |
| 減価償却累計額 | 91,093 | 82,255 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 16,806 | 21,681 |
| 土地 | 139 | 139 |
| 有形固定資産合計 | 23,124 | 26,756 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 255,437 | 214,036 |
| ソフトウェア仮勘定 | 87,427 | 36,146 |
| 無形固定資産合計 | 342,865 | 250,183 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 734,914 | 658,418 |
| 破産更生債権等 | 176 | 445 |
| 長期前払費用 | 432 | 850 |
| 差入保証金 | 19,582 | 19,822 |
| 繰延税金資産 | 31,315 | 61,575 |
| その他 | 828 | 828 |
| 貸倒引当金 | 176 | 445 |
| 投資その他の資産合計 | 787,072 | 741,494 |
| 固定資産合計 | 1,153,062 | 1,018,435 |
| 資産合計 | 2,231,569 | 2,120,461 |

(単位：千円)

| | 当第3四半期会計期間末 (平成23年5月31日) | 前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年8月31日) |
|--------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 86,913 | 77,444 |
| 未払費用 | 3,410 | 2,086 |
| 未払法人税等 | 26,847 | 30,309 |
| 未払消費税等 | 9,241 | 4,077 |
| 前受金 | 249 | 371 |
| 預り金 | 3,398 | 2,975 |
| 前受収益 | - | 711 |
| その他 | 41 | 175 |
| 流動負債合計 | 130,102 | 118,151 |
| 負債合計 | 130,102 | 118,151 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,107,350 | 1,107,350 |
| 資本剰余金 | 658,450 | 658,450 |
| 利益剰余金 | 604,809 | 554,695 |
| 自己株式 | 240,358 | 240,358 |
| 株主資本合計 | 2,130,252 | 2,080,138 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 43,383 | 88,791 |
| 評価・換算差額等合計 | 43,383 | 88,791 |
| 新株予約権 | 14,597 | 10,963 |
| 純資産合計 | 2,101,466 | 2,002,309 |
| 負債純資産合計 | 2,231,569 | 2,120,461 |

(2)【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日) |
|---------------------|---|---|
| 売上高 | 860,313 | 932,935 |
| 売上原価 | 189,447 | 248,827 |
| 売上総利益 | 670,865 | 684,107 |
| 販売費及び一般管理費 | ¹ 480,050 | 512,734 |
| 営業利益 | 190,814 | 171,373 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,124 | 1,257 |
| 雑収入 | - | 1,014 |
| その他 | 768 | - |
| 営業外収益合計 | 4,892 | 2,272 |
| 営業外費用 | | |
| 株式交付費 | 37 | - |
| 営業外費用合計 | 37 | - |
| 経常利益 | 195,669 | 173,645 |
| 特別利益 | | |
| ポイント引当金戻入額 | 39,482 | - |
| 特別利益合計 | 39,482 | - |
| 特別損失 | | |
| ソフトウェア臨時償却費 | ² 61,520 | - |
| システム障害対応費 | ³ 19,173 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 1,710 |
| 特別損失合計 | 80,694 | 1,710 |
| 税引前四半期純利益 | 154,458 | 171,935 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 61,243 | 66,757 |
| 法人税等調整額 | 5,512 | 8,630 |
| 法人税等合計 | 66,755 | 75,387 |
| 四半期純利益 | 87,702 | 96,547 |

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

| | 前第3四半期会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日) | 当第3四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日) |
|--------------|---|---|
| 売上高 | 289,723 | 308,513 |
| 売上原価 | 74,078 | 86,011 |
| 売上総利益 | 215,644 | 222,501 |
| 販売費及び一般管理費 | 161,626 | 181,261 |
| 営業利益 | 54,018 | 41,240 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 527 | 385 |
| 雑収入 | - | 195 |
| その他 | 377 | - |
| 営業外収益合計 | 905 | 580 |
| 経常利益 | 54,923 | 41,821 |
| 税引前四半期純利益 | 54,923 | 41,821 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,143 | 13,199 |
| 法人税等調整額 | 3,030 | 5,146 |
| 法人税等合計 | 23,173 | 18,346 |
| 四半期純利益 | 31,749 | 23,474 |

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前第3四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前四半期純利益 | 154,458 | 171,935 |
| 減価償却費 | 61,329 | 61,008 |
| 株式報酬費用 | 4,566 | 3,634 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1,186 | 2,007 |
| ポイント引当金の増減額(は減少) | 63,769 | - |
| ソフトウェア臨時償却費 | 61,520 | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | - | 1,710 |
| システム障害対応費 | 19,173 | - |
| 受取利息及び受取配当金 | 4,124 | 1,257 |
| 株式交付費 | 37 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 15,958 | 15,979 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 82,205 | 13,276 |
| その他 | 7,253 | 246 |
| 小計 | 141,094 | 236,582 |
| 利息及び配当金の受取額 | 52,001 | 1,716 |
| システム障害対応費の支払額 | 19,173 | - |
| 法人税等の支払額 | 103,054 | 67,666 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 70,867 | 170,632 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の払戻による収入 | 700,000 | 1,000,000 |
| 定期預金の預入による支出 | 600,000 | 500,000 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8,332 | 5,968 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 143,756 | 148,153 |
| その他 | - | 2,124 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 52,089 | 343,753 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 株式の発行による収入 | 1,212 | - |
| 配当金の支払額 | 56,452 | 46,177 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 55,239 | 46,177 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 36,461 | 468,208 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 418,984 | 403,487 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | 382,522 | 871,696 |

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| | |
|-----------------|--|
| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日) |
| 会計処理基準に関する事項の変更 | (資産除去債務に関する会計基準の適用) 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ654千円減少し、税引前四半期純利益は2,365千円減少しています。 |

【表示方法の変更】

| | |
|------------|--|
| | 当第3四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日) |
| (四半期損益計算書) | 前第3四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「雑収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「雑収入」は476千円であります。 |
| | 当第3四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日) |
| (四半期損益計算書) | 前第3四半期会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「雑収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「雑収入」は145千円であります。 |

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間（自平成22年9月1日至平成23年5月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間（自平成22年9月1日至平成23年5月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

| 当第3四半期会計期間末 （平成23年5月31日） | 前事業年度末 （平成22年8月31日） |
|-----------------------------|------------------------|
| - | - |

（四半期損益計算書関係）

| 前第3四半期累計期間 （自平成21年9月1日 至平成22年5月31日） | 当第3四半期累計期間 （自平成22年9月1日 至平成23年5月31日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|----------|-------|------|--------|------|---------|-------|-------|-------|--------|-----|--------|------|--------|-------|--------|---|-------|----------|----------|-------|------|--------|------|---------|-------|-------|-------|--------|-----|-------|------|--------|-------|--------|
| 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">72,221千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,094</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">41,907</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">141,625</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">9,600</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">25,146</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">11,528</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">18,750</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">32,876</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 72,221千円 | 貸倒引当金繰入額 | 2,094 | 役員報酬 | 41,907 | 給与手当 | 141,625 | 減価償却費 | 9,600 | 旅費交通費 | 25,146 | 求人費 | 11,528 | 地代家賃 | 18,750 | 支払手数料 | 32,876 | 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">83,877千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">4,563</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">34,206</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">140,192</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">8,892</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">28,508</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">6,907</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">21,344</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">31,882</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 83,877千円 | 貸倒引当金繰入額 | 4,563 | 役員報酬 | 34,206 | 給与手当 | 140,192 | 減価償却費 | 8,892 | 旅費交通費 | 28,508 | 求人費 | 6,907 | 地代家賃 | 21,344 | 支払手数料 | 31,882 |
| 広告宣伝費 | 72,221千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,094 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 41,907 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 141,625 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 9,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 25,146 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 求人費 | 11,528 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 18,750 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 32,876 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 83,877千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 4,563 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 34,206 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 140,192 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 8,892 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 28,508 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 求人費 | 6,907 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 21,344 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 31,882 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2. ソフトウェア臨時償却費は、出前館システム更新に伴い旧システムの耐用年数を見直したことによるソフトウェア資産の臨時償却であります。 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. システム障害対応費は、出前館システム更新の不具合の解消に費やした臨時費用であります。 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前第3四半期会計期間 （自平成22年3月1日 至平成22年5月31日） | 当第3四半期会計期間 （自平成23年3月1日 至平成23年5月31日） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|----------|----|------|--------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|------|-------|-------|--------|---|-------|----------|----------|-----|------|--------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|------|-------|-------|-------|
| 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">31,400千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">14,802</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">47,059</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,101</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">9,459</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">301</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">6,184</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">10,075</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 31,400千円 | 貸倒引当金繰入額 | 80 | 役員報酬 | 14,802 | 給与手当 | 47,059 | 減価償却費 | 3,101 | 旅費交通費 | 9,459 | 求人費 | 301 | 地代家賃 | 6,184 | 支払手数料 | 10,075 | 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">26,835千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">712</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">12,702</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">49,807</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,023</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">9,691</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td style="text-align: right;">4,645</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">7,574</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">9,657</td> </tr> </table> | 広告宣伝費 | 26,835千円 | 貸倒引当金繰入額 | 712 | 役員報酬 | 12,702 | 給与手当 | 49,807 | 減価償却費 | 3,023 | 旅費交通費 | 9,691 | 求人費 | 4,645 | 地代家賃 | 7,574 | 支払手数料 | 9,657 |
| 広告宣伝費 | 31,400千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 80 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 14,802 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 47,059 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 3,101 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 9,459 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 求人費 | 301 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 6,184 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 10,075 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広告宣伝費 | 26,835千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 712 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 役員報酬 | 12,702 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給与手当 | 49,807 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 3,023 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旅費交通費 | 9,691 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 求人費 | 4,645 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地代家賃 | 7,574 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払手数料 | 9,657 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第3四半期累計期間 (自平成21年9月1日 至平成22年5月31日) | 当第3四半期累計期間 (自平成22年9月1日 至平成23年5月31日) |
|--|--|
| 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在) | 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在) |
| 現金及び預金 882,522千円 | 現金及び預金 871,696千円 |
| 預入期間が3か月を超える定期預金 500,000 | 預入期間が3か月を超える定期預金 - |
| 現金及び現金同等物 382,522 | 現金及び現金同等物 871,696 |

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年5月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年9月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 55,131株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,538株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 14,597千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|-----------------------|-------|----------------|---------------------|------------|-------------|-------|
| 平成22年11月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 46,433 | 900 | 平成22年8月31日 | 平成22年11月29日 | 利益剰余金 |

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年5月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間(自平成21年9月1日至平成22年5月31日)

及び前第3四半期会計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成22年9月1日至平成23年5月31日)

及び当第3四半期会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. ストック・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

| | |
|------------|-------|
| 売上原価 | 91千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 778千円 |

2. 当第3四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、出前館事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

当第 3 四半期会計期間末 (平成23年 5月31日)

当社には賃貸等不動産がないため、該当事項はありません

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

| 当第 3 四半期会計期間末 (平成23年 5月31日) | 前事業年度末 (平成22年 8月31日) |
|----------------------------------|---------------------------|
| 1 株当たり純資産額 40,448.67円 | 1 株当たり純資産額 38,597.22円 |

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

| 前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 5月31日) | 当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 5月31日) |
|--|--|
| 1 株当たり四半期純利益金額 1,700.08円 | 1 株当たり四半期純利益金額 1,871.33円 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 1,658.18円 | 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 1,853.46円 |

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
 であります。

| | 前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 9月 1日 至 平成22年 5月31日) | 当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 9月 1日 至 平成23年 5月31日) |
|---|--|--|
| 1 株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益 (千円) | 87,702 | 96,547 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益 (千円) | 87,702 | 96,547 |
| 期中平均株式数 (株) | 51,587 | 51,593 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額 (千円) | - | - |
| 普通株式増加数 (株) | 1,303 | 497 |
| (うち新株予約権 (株)) | (1,303) | (497) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前事業年度末から重要な変動があったものの概 要 | - | - |

| 前第3四半期会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日) | | 当第3四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日) | |
|---|---------|---|---------|
| 1株当たり四半期純利益金額 | 615.39円 | 1株当たり四半期純利益金額 | 454.99円 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 599.03円 | 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 | 449.97円 |

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第3四半期会計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日) | 当第3四半期会計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日) |
|---|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益(千円) | 31,749 | 23,474 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益(千円) | 31,749 | 23,474 |
| 期中平均株式数(株) | 51,593 | 51,593 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 | | |
| 四半期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 1,409 | 575 |
| (うち新株予約権(株)) | (1,409) | (575) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | - | - |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月13日

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢の街創造委員会株式会社の平成21年9月1日から平成22年8月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年9月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、夢の街創造委員会株式会社の平成22年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月12日

夢の街創造委員会株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている夢の街創造委員会株式会社の平成22年9月1日から平成23年8月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年9月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、夢の街創造委員会株式会社の平成23年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。